

## 正木ひろしの戦時下の言論抵抗(正木ひろし伝Ⅱ)(下)

前坂俊之(静岡県立大学教授)

### V 「近きより」の影響力

ところで、この頃の『近きより』の発行部数は一体どれくらいあったのだろうか。そして、どのくらい読まれていたのだろうか。その言説はどのくらい影響があったのだろうかをみてみたい。

「近きより」の発行部数は3千部から4千部の間であった。このうち、「約2千部は先輩や知己に配り、5百部は官庁、陸海軍、学校、図書館、全国新聞社等へ寄贈し、その他の1千部は一般読者に配布されていた」。(14)

正木はすべての号で読者アンケート以外はすべての原稿を自分で書いた。いそがしい本業の弁護士業務の合間に、「近きより」の編集、執筆に3日間から、長い場合は10日間もかけたと書いており、このため内容はバラつきがあり、平均化していない、という。

昭和14年春から、郵便規則の一部が改訂され、毎月出さないと第3種が失効することになった。それまでは五厘切手で日本国中どこへでも送ることの出来た「近きより」は、三銭切手を貼らなければ出せなくなった。

郵便だけで毎月100円近く支払わなければならなくなった。正木は弁護士業務がどんなに忙しい月でも「毎月出すようにしていますから、気の抜けたナンバーも出て来るのです」(15)と弁明している。

しかし、その内容は批判精神、民主的な知性が溢れて、文章はエスプリ、格言、箴言に充ちており完成の域に近づきつつあった。時代を洞察し正義感のあふれる、鋭利で辛辣な、カラシのきいた文章とユーモアあふれる短文がちりばめられていた。

---

15)『近きより③』11P

戦時下で国民がおかれた状況を、正木は科学的な態度で、ミクロとマクロに複眼的、多角的、歴史的に観察して記録した。それは日本ファシズム下の病理現象のカルテであると同時に、すぐれた日本精神の病理分析にもなっており、ジャーナリスト・正木の本領が見事に発揮されている。

「現代ほど『お辞儀』をすすめられ、『服従』を強いられている時代は、なかったであろう。そのお辞儀と服従とを『心から』するのが何パーセントあろう。たやすくお辞儀をし、たやすく服従する習慣をつけられた民族は、敵に対してもたやすくお辞儀をし、たやすく服従することあるを想い見よ」(昭和 15 年 7 月号)

「尊敬心と恐怖心とは似たところがある。どちらも相手に対してお辞儀するのだが、一方はかじけなさにするし、一方はしないと迫害されるからするのである。お辞儀はお辞儀でも、いろんな種類がある」(同号)

「反対しないことと賛成したこととはちがう。いわんや反対出来ないことば賛成したことではない」(同号)

「日本人全体が一つの鍋の中にいることを忘れ、自分だけが煮られないで涼しい顔をしていようとしている人間があるが、いよいよとなれば、全部が…の湯となつてたぎるであろう。成金も犠牲者も一つの鍋の中にいることを知っておくべきである」(昭和 16 年 12 月号)

「日本人を迫害する者は、ロシア人でもなければ、義人でもない。大抵日本人である。私は支那人よりも日本人の方が怖い」(昭和 15 年 8 月号)

「共産主義反対、自由主義反対と、反対運動のついでに島国根性反対、形式主義反対、国民去勢反対、国民奴隷視反対などという運動が起こってもよさそうである。」(同号)

「滅私奉公などといっても、『私』の意味が単に文学的の時は問題はないが経済的に私を滅するとなると、私有財産制否認ということになり、一躍して彼等のいわゆる危険思想となることに気がしているのか」(同号)

「全体主義体制の如きもの、全体が一度に号令で生まれれば結構だが、さもないと、初めに正直にやった者だけが丸損して破滅してしまうことがある」(同号)

「自由主義経済が共産主義の温床というなら、全体主義の温床は共産主義でなければならない。温床なき思想運動は遺憾ながら一つの流行病や突風みたいなものに過ぎない」(同号)

「パーマメントをやめさせ、ダンスホールを禁止し、各戸に神棚を作らせ、忠霊塔でも立てておけば、それで日本の思想問題はかたづいたように考えている頑の悪い人間が、日本の革新陣営と称する者の中にも沢山いるのだ」(同号)

「本誌に対する御批評の中には、筆禍にかからぬようにとの御親切な御注意がかな

り多くありました。他人の言論を出来るだけ曲解して批難攻撃し、明瞭な活字の誤植までもとり上げて不敬呼ばわりしたり、反軍思想ときめつけることを商売のようにしている人間が日本には沢山ありますので、用心しています。当局者の大部分は小生と殆んど同じ考えを持っているようであります」

「政治を一步誤ると、官吏は番犬で、国民は牛馬のようになってしまう」「物事をはつきりさせた方が危険は少ないと思うのだが、世の中には、はっきりさせることは危険だという者もある」

「弁護士林逸郎氏曰く、『現代の社会では、沢庵の圧石に適する石コロを棚にのせてこれを拝ませようとするから本気になれないのである』と」(昭和 16 年 6 月号)

「電車の中で足を踏まれたことに対しては、真剣になってまるで命がけで怒りながら自分の国の政治が、ダラシナクても怒らぬ日本人あり」(同号)

「かつて右傾暴力団と称するものが跳梁跋扈した時代があった。彼等は人の私行や、末梢的な過誤を捕えて大義名分を振りかざし、社会の有力な地位にある者を恐喝し、彼等の生活を維持した。それをこの頃、余り耳にしなくなったので、何故かと思ったら、世の中が何時しか彼等のイデオロギーの注文通りの末梢的になってしまったのであった」(同号)

## VI 「近きより」への評価

60 年以上前のこれらの社会、政治評論は今読み返しても、いささかも古さを感じさせない。それどころか新鮮な切り口や、ハツとする指摘が随所にみられ、時代を超えて輝きを増している。

この時代の正木の分析、洞察力について古賀正義は次のように解説している。

### 「正木の言論活動の特徴は五つある。」

- ① 批判の語調が従来に増して激越かつ直接的になったこと、
- ② 国体や「かなながら」の道といった絶対的タブーに対して挑戦を始めたこと、
- ③ 排外的愛国主義に対する批判が目立つこと、
- ④ 数年続いた文筆活動のせいか文章の質が完成に近づき、それとともにエスプリに富んだ文明批評の言葉が泉のように溢れ出していること、
- ⑤ 激しく為政者の責任を問う言葉が次第に増えていること、等である」(16)

---

16)『近きより③』11P

太平洋戦争へと全面戦争に突入する1941年(昭和16年)には、正木の言論は一層予言的になってくる。同年3月号に正木は次のような詩を掲載した。

日本の現状を憂い、重罰化だけの政治のあり方を痛烈に皮肉って寓話化した詩であった。この中で公爵とはいうまでもなく近衛首相のことである。

「『としておく』ことの多い日本、お伽話の国、日本

この国の文明はすべて軽くて小さい

家はマッチ箱のようで、部室と部室とは紙でさえぎられ

雨が降り続くと公爵が風邪をひく、貨幣は豆粒のようなアルミニウムで

国民の人格は一枚一枚の葉書のように軽く、風が吹くと飛ばされ

この国の代議士は、蟻のようで、天気の変わり目には皆一斉に巣を換える

何か重いものはなかろうかと探して見たらただ刑罰だけが重かった」

(昭和16年第3号)

「此度の戦争は八紘一宇と称する大理想のために闘っているのです、八紘一宇という意味は世界を一家とし、各国民をして各々そのところを得さしむということだそうですが、世界を一家とすると共に、日本国民を一家族のように扱わねばならぬと思います。不親切、意地悪、冷酷、残酷、苛酷、無慈悲、表裏、無責任、強圧、断庄、過敏、疲労、ワレガチ、雷同、阿諛、卑屈、迫害、嫉視、貧窮、餓死、結核、陰鬱、絶望、発狂、自殺、一家心中などという不吉の言葉が珍しいような国にならなければ立派な国と言えないでしょう。」(昭和16年3月号)

そして、日本の崩壊が近いことを次のように予言した。

「恐ろしい時代が、刻一刻と追って来た。その恐ろしさは、日米戦争とか、日ソ戦争とかいう特定のものではなく、日本全体の危機が迫って来たような感じがする。政治、経済、外交、思想、教育、民心等、すべての方面に不吉なる病的の兆候が現われて来たようである」(17)(昭和16年2月号編集後記)

戦時下のきびしい言論統制の中で、良心の灯をともし続けた「近きより」は、1945年(昭和20)8月の敗戦も、そのあとまでも休むことなく刊行され続けた。正木のゲリラ的な言論抵抗の勝利といえるが、家永三郎はその巧妙な戦術について、次のように指摘している。

①『近きより』はおおむね「奴隷の言葉」を用い、表面的には天皇制を讃美し、戦争を支持するかの偽装を行ない、「パラドックス」「反語」「隠喩」「直喩」(いずれも正木自身の用語による)等を縦横に駆使し、しっぽをつかまえられないようにして、実質的に痛烈な批判を続けた。もしあれだけの内容を、露骨な表現で不用意にやった

---

17)前掲『近きより③』172P

ら、一回でやられてしまったにちがいない。

②「奴隷の言葉」は戦術上の偽装であり、それが効を奏し、ついに官憲はつぶすことをしなかった。

③弾圧の危険を感じるときに、多数の名士のアンケートを誌上に掲載し、『近きより』は大勢のえらい人たちから支持されているぞ、と誇示するデモンストレーションを試みた。

例えば、昭和十八年四月号には 84 人のアンケートが掲載されており、その内には東京帝大講師(前大審院判事)尾佐竹猛、判事斎藤悠輔、大審院検事佐々波与佐次郎、大審院判事岸達也、大審院判事大丸巖、退職検事吉益俊次、大審院長長島毅、横浜地方裁判所長佐藤藤佐といった顯官、ことに司法官が多数ふくまれていた。

これが、権力に対して卑屈な検閲官や警察官にとり有効な心理的牽制策となり得たのではあるまいか。また、正木自身弁護士であったということも、官憲に多少の遠慮をさせる条件として役立ったのではないか。

④官憲側が、個人雑誌としての社会的影響力をみくびっていたことも、つぶされないですんだ有力な原因であったろう。少数特定の読者の間だけに配布され、不特定多数の民衆に組織的な影響を及ぼす力のない個人雑誌ならば、少々大目にみてもよいという気持が、取締り当局にあったのではないか。(18)

**以上のような正木の不暁不屈の意志と努力によって、敗戦の日まで続く暗黒の時代に「近きより」は日本人の良心のともし火を照らし続けたのである。**

---

18) 家永三郎著「権力悪との戦い—正木ひろしの思想活動」弘文堂 1964 年刊 45—47P

(続く)

< 無断転載禁止 >